

各医療機関管理者 様

大阪府健康医療部保健医療室長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項  
(医師の届出)及び第53条の11第1項(病院管理者の届出)の規定に基づ  
く届出について(依頼)

日頃から本府保健医療行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

厚生労働省による令和5年度公衆衛生行政関係事務指導監査において、医療機関からの結核発生届及び入退院届の届出が、法定期限内になされていない事例が多々見受けられるとの指摘を受けました。(下表のとおり)

結核発生届は、結核と診断したときは直ちに医療機関を管轄する最寄りの保健所長に届出なければならないことになっています。また、入退院届は、7日以内に届出が必要です。

(別紙1～別紙3)

これらの届出は、結核患者を保健所において把握し、入院勧告や公費負担など、患者管理を行うための前提となるものです。

つきましては、法に基づく届出基準の遵守徹底について、貴院の関係職員に周知をお願いします。

なお、届出様式は大阪府のホームページから入手できます。

アドレス <https://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/kekkaku02.html>

届出に要した日数別件数と割合(令和4年度に大阪府保健所に届出されたもの)

結核発生届			
診断日に届出	2～30日以内に届出	30日を超えて届出	合計
246	43	1	290
84.8%	14.8%	0.3%	

入退院届			
7日以内に届出	8～30日以内に届出	30日を超えて届出	合計
207	15	3	225
92.0%	6.7%	1.3%	

担当課：大阪府健康医療部 保健医療室 感染症対策課  
防疫グループ 浦川・田中・仲村  
TEL：06-6942-9888(直通)  
FAX：06-4397-3242